2015 年 1 月 3 日(毎月１８回1・3・5・6・7・9の日)　通巻 6714 号　1983年7月19日 第３種郵便物許可　頒価50円（1）

第30号

SSTK

さくら草だより

発行人 埼玉県障害者団体定期刊行物協会
〒332-0011 川口市元郷1-10-13
電話 048-225-1625

編集人 社会福祉法人さくら草
〒336-0015 さいたま市南区太田窪3501-2　電話 048-813-7426 Fax 048-886-6301
HP http://www.sakuraso.net/　E-mail sakuraso@www2.kiy.jp

あけましておめでとうございます。昨年は皆様の温かいご支援、ご厚情を賜り、心より御礼申し上げます。本年もよろしくお願いいたします。

社会福祉法人さくら草一同

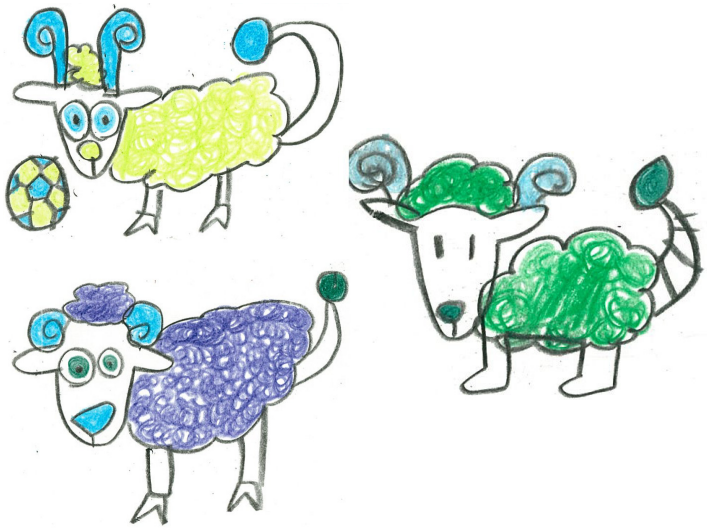

― お知らせ：『さくら草だより』はデイ利用者が折り～封入までを担当し提供しております。　デイセンターさくら草

2015年　1月　3日（毎月18回1・3・5・6・7・9の日）　通巻　6714号　　1983年7月19日　第3種郵便物許可　頒価50円(2)

トピックスデイセンター４班の日常

年末押し迫るクリスマス、コスモス恒例の『クリスマス会』が開催されました。メインイベントは、皆さんに予め準備していただいたプレゼントでプレゼント交換！　大きな包みに目を奪われながら、みんながプレゼントをくくった紐を引っぱりました。

クリスマスのお昼前、包みを開けた時のたくさんの笑顔と歓声に包まれたコスモスでした。（コスモス）

12/26(金)に行われた、ふたば班のクリスマス会＆忘年会・・みんなでクリスマスソングを歌ったり、ビンゴ大会で賑やかに過ごしました。曲が流れクリスマスムードに包まれると、利用者さんの表情がパッ✿鈴を持った手がゆっくり動きシャンシャン..楽しそうな様子にこちらまで笑顔がこぼれます。

ビンゴも楽しみつつ、でもみんなのメインは歌だったかな？ココロ揺さぶられる素敵なひと時でした♡　（ふたば）

あんくじ班はクリスマス会＆忘年会を同時に開催！クリスマスソングをBGMにビンゴ大会を行いました。

『ビンゴ！』『リーチ！』などの声が飛び交う中、ビンゴカードを配って即すべての番号を開けてしまって５秒でビンゴ！なんて方もいて笑顔に包まれました。

サンタさんはあんくじ班に『楽しい思い出』をプレゼントしてくれたのでしょうね。　（あんくじ）

アトム班では、12/29（月）に年忘れビンゴ大会を行いました！始まる前から景品に目をキラキラとさせ、ビンゴカードとにらめっこ。リーチが増え緊張感も高まり、より一層真剣勝負に…。笑いあり、悔しさ？ありのアトムらしいビンゴになりました。　（アトム）

＜活動報告＞　（２０１４年　１１月　１日～２０１４年　１２月　３１日）

11月　7日,21日　インフルエンザ予防接種
7日　さぎ山公園ＢＢＱ　（アトム、コスモス）
10日　感染症講習会　（デイセンターアトム）
11日　さくら草特支ＰＴＡ見学
18日　和光特支中等部見学実習　（２名）
29日　実践研修「太田ステージ・応用行動分析・構造化」（渡邉、福岡、山口、山下、杉本、山崎）

12月2～5日　重度・重症児(者)医療・療育(基礎)講習会(三ツ木)
16日　摂食指導講習会　（山下）
17日,19日　感染症講習会　（デイセンターさくら草）
18日　社会福祉法人監査研修　（山本）
25日,26日29日　クリスマス会　（各班）

健康診断―年２回　ヘアカット（理・美容）　通院介助　体重測定―毎月　誕生会―各誕生月　音楽療法―月１回
アロマセラピー―月１回　みんなのアトリエ―月２回　静的弛緩誘導法訓練会参加―月１回　陶芸―月２回
家族会―月１回　さくら草せっけん教室－月１回

2015年1月3日（毎月18回1・3・5・6・7・9の日）　通巻6714号　　1983年7月19日　第3種郵便物許可　頒価50円(4)

サポートさくら草

むずかしいおはなし

大人の皆さんには難しいお話をします。

「ドラゴンボ〇ルヒーローズ」というゲームをご存知ですか？（著作権の問題等があると困りますので、一部伏せ字）

データカードダスの派生シリーズで、ドラゴンボ〇ルシリーズのアーケードカードゲームでは初めてデータカードダスの名を冠していない作品なのです。それと同時に、カードにバーコードを使わず、フラットパネルリーダーというステージに配置させて操作するというシステムを採用しているものです。

大人の皆さん・・・大丈夫？

要はあの大人気アニメ、ドラゴンボ〇ルをテーマにしたゲーム台がゲームセンターにあるんだな、と。そのゲーム台は、お金を入れるとキャラを描いたカードが一枚買えるんだな、と。そのカードや以前に購入したカードを組み合わせてゲームを楽しむんだな、と思ってください。それがどうした？と言うと、それにからんだ差別と偏見のお話しを、今回はちょこっと。

サポートの利用者さんで、ゲーム大好き男子がいます。週に一度、帰り道にゲームセンターに寄っては前述のゲームを楽しむのです。子供にも人気のゲームですから、ゲーム中に順番待ちの子供たちが並んで、後ろから観戦されることもあります。

ある日、いつもと同じようにゲームをしていると、後ろに並んでいた小学生男子が突然話しかけてきました。サポートの利用者さんが本日引き当てたカードが「とてもレア！」で「初めて見たすごいカード！」なので「どうしても欲しい」のだと、お願いしてくるのです。自分のカードコレクションを広げて見せ、「お兄ちゃんの好きなカード２枚と交換して」というのです。一枚と二枚だと不公平じゃない？いいの？と聞くと「それだけレアなんだ！」そうなのです。

サポートの利用者さんは相手のカードコレクションをじーっと見て、自分の好きなキャラのレアカードをみつけホクホク。小学生男子と交渉し、交換することでお互い同意。「お兄ちゃんありがとう。明日学校でこのカードをみんなに自慢する。またここで遊ぼう」と、ニコニコ手を振りながら帰る小学生男子。そこには「障害者だから」や「車いすだから」という隔たりは少しも感じられませんでした。交換交渉の話し合いのなかでも「レアカードをもっているすごいお兄ちゃん」という尊敬のまなざしがあり、お互いのカードを見せっこして楽しむ、ごく普通のやりとりがあるのみ。障害のことを何も知らないからこそ、変に構えず、話しかけてきてくれたと言えるのでしょう。

障害に対する「障害者だからああだろう、こうだろう」や「車いすだから特別に親切にしてあげなくては」という隔たりの考えはいつかどこかで「学習」してしまうものなのでしょう。

車いすで出かけると、不思議そうにじーっと見つめる子供さんは多い。でもそれはある意味、自然な反応。そこで車いすや障害について、大人からわかりやすく説明してもらえるか、「そんなに見ちゃだめ」の一言で終わってしまうのか。そんなことから「学習」は始まっていくのだろうと思いました。　「障害」や「車いす」がごく普通に理解してもらえる社会になってほしい。そしてそれは、そんなに難しくない話しだと、信じています。

《佐々木千恵》

2015年1月3日（毎月18回1・3・5・6・7・9の日）　通巻6714号　　1983年7月19日　第3種郵便物許可　頒価50円(3)

サポートゆず

～虐待防止について勉強しました～

１１月のヘルパー会議にて皆で虐待防止についての勉強会を行いました。利用者さんと１対１でかかわることの多いわたしたちが、実は何気ないかかわりのなかで虐待につながる不適切な行為がありうる事。グレーゾーン（不適切な行為）は虐待と認識するべきという事。等、勉強を行いました。

グレーゾーン（不適切な行為）について
例えば
1. 動きを促すためにお菓子で誘導する。
2. 「〇〇、早く」と大声で呼ぶ。
3. 排泄の話をご本人の前でする。
4. 体をかきむしってしまうので、ミトンの手袋をしてもらう。

講師は職員の浅見が担当、研修を受けた内容の説明に加えて自身の体験を語ったり、ワークシートを使って皆で演習したり、わかりやすく、したしみやすい勉強会となりました。

そのあと、職員の丸中から、障害の種類や特徴などの講義があり、個性的な行動の背景には、実は、合理的かつ必然的な理由や原因があって、その場面・場面にどう対処するかをご本人なりに工夫した結果だったりする事など、再発見、そして認識をあらたにした時間となりました。
皆さん、初めての方も再確認の方も熱心に聞いていらっしゃいました。

～真剣に聞き入る参加者の皆様～

知覚・統覚の違いがあるかもしれない事
例えば
1. 流れる景色がすべて超スロー再生でみえているかも。だからドライブは楽しい？
2. 子供の声は“黒板を爪でキー”と同じ位不快に響いているかも。耳ふさぎたい？
3. 声や音声が映像で見えているかも？目をあわせないのはあなたの横にある吹き出し（セリフ）を見ているのかも？

～ 講 師 交 代（さらに白熱）～

ゆずでは、こうした勉強会を今後も重ねてゆく予定です。

南区障害者生活支援センターあみ～ご

計画作成　が進んでいます！！

「サービス等利用計画」の作成が進んでいます。

今更計画作成をしてどんないいことがあるの？？

障害福祉サービスを利用している方で、そう思っていらっしゃる方、いませんか？

すでに何年も通所等を利用して日常生活が落ちついている方々の計画作成に関わってみて、私たちあみ～ご職員に見えてきたことがあります。

今回はそのことについてお話ししてみたいと思います。

計画作成をするとき、現在利用している施設で計画を立てられる場合と支援センターに依頼して計画を立てる場合があります。支援センターに依頼する場合は、支援センター職員がご自宅や利用している施設まで伺って、計画作成の説明をして、お話をお聞きします。

その時に、小さい頃のお話や今までのこと、ご家族の状況、困っていること、分からないことなど、ご本人に関係するお話を色々伺います。

ご本人やご家族が「別に何も困っていることもないし、今後もこのままでいいです。」とおっしゃる時にもお話をするうちに「わざわざ相談をかけるほどのことでもないけど…」と言いつつ、**なんとなく不安を感じていたり不都合があったり、困っているけど放置していたこと**などが、ちょっとした愚痴として出てくることがあります。

特に何をすることもなくそのままにしてきていたけど、改めて聞かれたので答えてみた…という感じなのですが、実はそういうお話の中にあみ～ご職員として聞き捨てにできない危ういお話が紛れていることがあります。

たとえば、ご高齢の親御さんの体調不良などは、親御さんご本人が感じている以上に瀬戸際にある場合があります。そういう場合には、今まで具体的には何も考えてこなかった大変大事なこと、つまり親御さんに万一の事があった場合のお子さんの生活の仕方などをあみ～ご職員と共に具体的に考えていくきっかけになります。

そういう場合には、職員は新たにご相談に乗り（相談も計画作成もご本人の利用料負担はありません）、ご本人や親御さんのご希望を伺いながら、今後必要になる支援を一緒に考えています。

専門用語で「潜在するニーズの発掘」といいますが、今回の計画作成はまさに「潜在するニーズの発掘」の契機となっています。計画作成の時には、日ごろ感じている漠然とした不安もお話になってみてください。きっと生活や将来を見直すきっかけとなります。

＜南区障害者生活支援センター　あみ～ご　　TEL:048-866-5098＞

「さくら草の公益活動について」

昨今、マスコミで「社会福祉法人」の社会貢献活動が取り上げられ、国でも「改正社会福祉法」で社会福祉法人のあり方が議論されている。介護保険制度の導入を機に課税対象の営利企業など多様な運営主体が社会事業を行えるようになった。非課税優遇されている社会福祉法人は、制度上の福祉事業で得た収益を制度の狭間で困っている人を支援する公益事業を行い地域福祉に貢献すべきという趣旨である。

県内では、社会福祉法人が存在意義を社会に示していく必要があるとして、埼玉県社会福祉協議会に事務局を置き「彩の国あんしんセーフティネット事業」に取り組みはじめた。社会福祉法人が協働して既存の福祉サービスでは対応しきれない生活困窮者等の福祉課題を支える社会貢献活動を行うことを目的にしている。

当法人理事会でも、この事業への参画について検討した。もとより障がい福祉そのものが、制度的に未整備の中に置かれた状況を改善しようと、待遇が低いなか職員のやりがいと親の献身に支えられてきた公益事業である。当法人では更に本分である障がい福祉分野で、制度の狭間にある福祉課題に、これまで同様手を差しのべつつ、「改正社会福祉法」の今後の推移に注目していくこととした。

そもそも現福祉制度は、障がい者の地域生活上の多岐に亘る福祉ニーズを支えきれていない。セーフティーネットの機能としてもほつれを残したままである。当法人が、これまで人件費持ち出しで行っている公益活動・事業および社会貢献活動について紹介したい。以下、その内容である。

◎　居宅・移動支援等を実施している3事業所では、11月は計319時間を法人持ち出しで福祉サービス外の支援を行っている。年間にすると3800時間余となる。切れ目のない支援を行うためには、制度の狭間を埋める必要がある。そこに職員・ヘルパーを派遣してきた。

・「生活サポート事業」で、二人介護を行ったが請求できない一人分（二人介護は、ヘルパー一人では抱き上げられない場合や多動で一人見守りが困難な場合）
・通院等の場合、院内では原則活動費を請求できない場合にもヘルパーを充てている。院内で、待ち時間に転倒の見守りや吸引等の対応、別の科への移動介助、その間の人件費である。
・病院入院時に付き添い家族の介護休息のためにヘルパーを派遣している。
・車での移動時間。有償運送の対価では、人件費に満たないので充当している。

他に上記時間外の支援として。

・行動障がい児の母親宅に訪問しての療育相談、姉・妹の話し相手や相談、公的手続きへの同行。
・障がい児を持つ精神障がいの父母宅に訪問し生活相談など。

◎　父母の病気や怪我での入院時、土日夜間等の緊急時対応を通所施設と居宅・移動支援事業所と連携して行った。医療的ケアがあり、短期入所施設での受けとめを断られた時に、職員が交替での泊り支援。

◎　制度上の福祉サービス「生活介護」で医療的ケアが必要な方の受けとめは、病弱なため出席率が60%と低い状況にあり、看護師・PT・PTなど専門職を運営の厳しいなか雇用しての対応している。

◎　障がい者生活支援センター並びに相談支援事業所でのサービス等利用計画作成は、100件（介護保険ケアプラン作成の取り扱い件数のめやすは月40件）を対象にしないと人件費が出ないと試算されている。自宅に訪問し丁寧に話を伺いに、計画を作成する。移動時間、利用希望の事業所への連絡調整にも時間を割かれる。計画相談事業は、法人からの人件費を持ち出して実施している公益事業そのものです。

このような社会貢献活動は、多くの社会福祉法人も同様に取り組んでいる。

とはいえ福祉事業を多様な法人が担っている現状で、「社会福祉人」としての公益事業を担う責務を見直し、当法人の事業展開に反映させていきたい。　　（ 山本 ）

編集後記

年末年始。私が一番好きなときです。家族と過ごしたり、久しぶりの友人に会ったり。2015年世界中のみんなにとって幸せな一年になりますように。　　広報第30号　(K)